

浜松市観光インフォメーションセンター 手荷物一時預かりサービス利用規約

2025. 12. 1 制定 (公財) 浜松・浜名湖ツーリズムビューロー

1. お預かりできないもの

- ① 貴重品（現金、有価証券類、通帳、切手、印紙、証書、重要書類、受験票、印鑑、クレジットカード、キャッシュカード類、あらゆる種類の宝飾品、金、銀、白金その他の貴金属、ダイヤモンドを含む貴石および半貴石、美術品、骨董品、芸術品、収集価値のあるものおよび1点もの、勲章、き章、易損品など重要なもの等）
- ② 磁気を発し、その他の保管品に影響を与えるもの
- ③ 揮発性・毒性・爆発性等の危険性のあるもの（例：灯油、ガソリン、ガスボンベ、マッチ、ライター、モバイルバッテリー、圧縮ガス、引火性液体および固体、可燃性固体、塗料等の可燃物、火器、農薬、爆薬、劇薬、火薬、毒物、科学薬品、放射性物質等の危険物または劇物等）
- ④ 生物、冷凍品、冷蔵品、青果、植物（生花・種子、苗を含む）、動物、水漏れするものや変質または腐敗しやすいもの
- ⑤ 遺体、位牌または遺骨
- ⑥ 液体物、異臭、悪臭を発するまたは発するおそれのあるもの（シャンプー、化粧品類等、個人利用範囲内の衛生用品については例外）
- ⑦ 医薬品および医療サンプル
- ⑧ 廃棄物
- ⑨ 公序良俗に反する物品（例：麻薬・危険ドラッグ、拳銃、武器、刀および弾薬並びにこれらの部品、モデルガンの部品など、法令により所持を禁止されているもの）
- ⑩ 船舶（ヨット・モーターボート・水上バイク・ボートおよびカヌーを含む。）、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品
- ⑪ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物
稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物
- ⑫ 乗車券等（鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券および旅行券をいう。）

その他当センターが不適切と判断したものは、こちらのリストに含まれていなくてもお断りさせていただく場合がございます。また重量制限として、20kgがお預け可能な荷物重量の上限となります。

お預かりの際に、お荷物にお取り扱いできないものが含まれていないか、当センターが確認をさせていただく場合がございますので予めご了承ください。

パソコン、ノートブック、タブレットなどの電子端末は預かり不可ではございませんが、貴重品としてお扱いの場合は不可となりますのでご了承ください。

2. ご利用時間

当日 **9 時から 18 時まで**とさせていただきます。連続した預け入れは 3 日間までとします。

利用時間外の預け入れ及びお引き取りはできません。なお、途中の荷物出し入れは、不可とさせていただきます。途中出し入れをし、再度預ける場合は、新たな預かりとして、料金が発生します。

3. ご利用料金

- ・ **バッグサイズ**（最大辺が 45 cm未満の大きさのお荷物：リュック、ハンドバック、お手荷物等）…500 円/日（税込）
- ・ **スーツケースサイズ**（最大辺が 45 cm以上の大きさのお荷物：スーツケース、楽器、ベビーカー等）…800 円/日

※当センターの営業時間をまたぐと 2 日分の計算になります。

※荷物のカウントは 1 つにつき「1 個」とします。ただし「傘」のみ荷物の一部とすることで他の荷物に含めて「1 個」とします。

4. 荷物のお預かり及び引き渡し

荷物預かり時に、利用者は申込書に必要事項を記載し、本規約に同意の上、荷物を預けることとし、センターは荷物と引き換えに番号札を交付します。

引き渡しは、番号札と引き換えで行います。なお、番号札を紛失した際は、正当権利者であることを証明するに足る書類を提示し、引き渡しを請求するものとします。

5. 保管期間とお引き取りがない場合の処理

預け入れ日を含めて 5 日を経過してお引き取りがない場合、その保管物の所有権その他一切の権利を放棄されてものとし、当センターにて処分し、その代金は保管料その他の費用に充当します。ただし預け入れ日を含めて 5 日を経過するまでに引き取りの申出があったときは、現状にて返却します。なお、返却にあたっては、保管期間後の経過日数の利用料金に相当する延滞金を申し受けます。

また、荷物の保管及び返却については、センター以外では対応しません。

7. 補償

預かり中の手荷物が、当センター職員の過失により損傷等があった場合、（公財）浜松・浜名湖ツーリズムビューローが加入する保険にて補償などの対応をします。

8. 免責

以下の場合、お預かり荷物に生じた損害を補償しません。

- ① ご利用者が「1. お預かりできないもの」に掲げるものを預けた場合
- ② 天変地異等の不可抗力による場合
- ③ 司法権等の発動により関係官公署から荷物を押収又は証拠品として提出を求められた場合
- ④ その他、当センターの責に帰さない理由による場合

9. 利用者の賠償責任

利用者が故意または過失により、もしくは本規約の違反により当センターに損害を与えた場合は、その損害を賠償していただきます。

10. 個人情報の取扱いについて

お荷物の預かりに際して取得した個人情報は、手荷物一時預かり業務以外には使用しません。